	（略）
ニ　令第三十二条の二の規定により登録権利者が単独で抵当権に関する登録の抹消を申請するときは、次に掲げる書面 (1)　被担保債権の弁済期を証する書面 (2)　共同して登録の抹消の申請をすべき法人の解散の日を証する書面 (3)　令第三十二条第二項に規定する方法により調査を行ってもなお(2)の法人の清算人の所在が判明しないことを証する書面 ホ　イからニまでに規定する申請以外の場合にあっては、登録原因を証する書面 へ　（略）	

	（略）
（新設）	
ニ　イからハまでに規定する申請以外の場合にあっては、登録原因を証する書面 ホ　（略）	

附　則

この省令は、令和五年四月一日から施行する。